

4 在庫管理（点検）の方法

(1) 危険物の貯蔵物の貯蔵又は取扱数量について、1日に1回以上在庫管理を行うとともに、当該地下貯蔵タンクに設けられた漏えい検知管を用いることにより1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検知管点検の方法

(ア) 専用工具又はプライヤー等を用い、蓋を開ける。

(イ) 検査棒を底部まで挿入し、検査管の深さが有効であるか確認するとともに、油分等の付着の有無を匂い及び目視で確認する。
また、地下水の有無についても確認する。

(ウ) 目視により検査管内に危険物が流入していないことを確認する。

(エ) 必要に応じて検査管内部の可燃性蒸気の有無を確認する。

(オ) 漏えい検知管による確認は、1週間に1回以上特定の曜日を定め、この結果を「**SS施設安全点検記録帳**」（石油連盟発行）の記入例に従い、同記録帳の「地下タンク在庫と漏えい検査管点検」表に記入すること。

(3) 在庫管理の方法

① 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、次のいずれかの測定機器・器具を用いて行うこと。（該当する測定方法□に を記入）

遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と遠方に設置された液面表示装置で構成されており、遠方設置の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは必要に応じ、（出力端子を有するものは）プリントアウトして確認する。

タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測に当たっては、液面計が設置されている上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

検尺棒

- ・ タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。
- ・ ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので在庫量の計測は行わない。
- ・ 在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。

（例：10KLタンクで、5100Lと5200Lの間に付着した油の位置がある場合には、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る。）

計量機

- ・ 計量機からの出庫量と、1日に1回以上実施する上記在庫管理結果をそれぞれ比較（記録）する。

② 在庫管理は「**SS施設安全点検記録帳**」（石油連盟発行）の記入例に従い、同記録帳の「地下タンク在庫と漏えい検査管点検」表に記入すること。

5 異常の判断

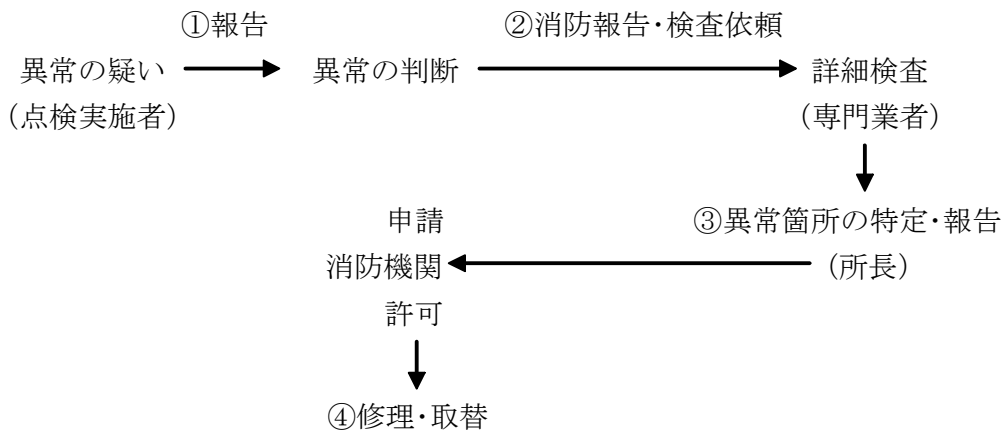
(1) 在庫管理時の異常

1日に1回以上実施する在庫管理において、著しい増減が発生した場合には異常と判断する。(異常の判断については、「SS施設安全点検記録帳」の「記入例と解説」の事例を参考に事前に在庫の累計増減率の異常を判断する基準を決めておく。)

(2) 漏えい検知管点検時の異常

漏えい検知管から著しい油臭がするか、又は挿入した棒に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置 (異常時の対応)



- ① 点検実施者は、上記5に記されている異常が疑われた場合には、速やかに所長へ報告する。
- ② 所長は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。
- ③ 専門業者は異常箇所の特定を行い、所長へ報告する。
- ④ 所長は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請・許可を受け、復旧工事を実施する。

7 その他必要な事項

- (1) 本計画書の内容に変更を生じた場合は、速やかに消防機関に変更の届出を行うものとする。
- (2) その他必要に応じ、関係機関との連携を図り対応するものとする。